

環境省 『ペットは連れて避難しましょう』

we support ↓
RQ
災害教育
センター

MONTHLY
復興支援『すけさきた』改め
「東北に黒龍を送ろうー大作戦しんぶん」
「すけさきた」とは
宮城県登米市あたりの言葉で
「ボランティアに来たよ」という
意味である

「すけさきた」とは
宮城県登米市あたりの言葉で
「ボランティアに来たよ」という
意味である

OCTOBER
11
2015



遠慮せずに『同行避難』を

9月に発生した関東・東北豪雨の報道で、「住民と犬が一緒にヘリコプターで救助された」という映像が流れ、ペットの扱いについて一部で話題になりました。

「災害時にペットをどうしたらよいか」というのは、飼い主にとってはもちろん、ともに避難生活を送ることになる近隣住民すべてにとって切実な問題です。「人命優先のタイミングなのに、ペットを連れて行ってよいものか」「一緒に避難する人の迷惑になるのでは」と悩む飼い主も多いと思われませんが、実は災害時におけるペットの同行避難は環境省が推奨していることで、ルール違反ではありません。遠慮せずに避難所に連れて行ってよいのです。

同行すべき二つの理由

東日本大震災では、前からペットの同行避難について地域防災計画に記載したり、ペット救済マニュアルを作成したりしていたにも関わらず、多くの飼い主がペットを置いて避難してしまい、その結果ペットと飼い主が離れてしまう事例が多発しました。離れた動物を保護するには多大な労力と時間が必要で、その間にペットが負傷・死亡しかねないという動物愛護の観点、また不妊去勢処置がなされていない場合は繁殖してしまい、住民の安全や公衆衛生上の環境の悪化が懸念されるという、人への危害防止や生活環境保全の観点からも「必要な措置」だと明記しています。

特に、二つ目の公衆衛生に関しては、いわゆるペット嫌いの住民の利益にもかかわることになるので、「連れて行っていい」というよりはむしろ「可能な限り同行すべき」ということもよくいわれています。

9月11日 住民と犬と一緒にヘリコプターで救助された(茨城県、石下総合運動公園 Youtubeより) ▼



飼っている方も
飼っていない方も
知ってください

▲9月11日 浸水した民家に取り残された飼い猫を洗濯ネットに入れて救助する水難救助隊員(11日午後2時、宮城県大崎市、竹花徹朗さん撮影)



ペットの避難に必要なもの (ガイドラインより抜粋)

- 首輪、名札、マイクロチップ
- 各種ワクチン接種や寄生虫の駆除
- 不妊・去勢手術
- ペット用の備蓄品
- 療法食、薬●フード、水(少なくとも5日分[できれば7日分以上が望ましい])●予備の首輪、リード(伸びないもの)●食器●ガムテープ(ケージの補修など多用途に使用可能)●飼い主以外の緊急連絡先・預かり先などの情報●ペットの写真(携帯電話に保存した画像も有効)●ワクチン接種状況、既往症、健康状態、かかりつけの動物病院などの情報 ほか

飼い主が果たすべき役割
ただし、ペットを避難所でも飼育するには、周囲に迷惑をかけるために、日頃の準備とすつけが必要で、東日本大震災での自治体へのアンケート調査結果によると、避難所でのペットのトラブルで最も多かったのは、犬の鳴き声や臭いなどの苦情。「待て」「お座り」に応じる、決められた場所での排泄ができる、ケージやキャリーバッグに入ること嫌がらないなど、さまざまなしつけを普段から行っておくべきと啓発しています。

平成25年6月に環境省が発行した「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」では、ほかに飼い主が平常時・災害時にすべき対策、避難所でペットに迷惑を受けた人の事例を紹介しています。迫る災害から逃れようとしたその刹那、ペットを置いていくべきがあらゆる事情で悩んだ避難者もきつといたはず。環境省の公式サイトから読めるので目を通しておきましょう。

『災害時におけるペットの救護対策ガイドライン』 https://www.env.go.jp/nature-dobutsu-aigo-2_data-pamph-h2506-ippan.pdf.weblog

資料：ねとらぽ「災害時はペットと同行避難すべき」環境省がガイドラインで推奨「黒木 貴徳、環境省、Youtube